

京都市教育委員会教育長告示第18号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センター情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成18年1月5日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休所する日 平成18年1月21日及び3月25日

(総合教育センター研修課)